

提案趣旨説明（議員定数削減）

私は、大阪維新の会大阪市会議員団を代表し、ただいま上程されました議員提出議案第 35 号、大阪市会議員定数及び各選挙区選出数に関する条例の一部を改正する条例案について、提出者を代表して提案趣旨をご説明申し上げます。

H22 年の国勢調査の結果が公表されて以降、我が会派は 4 度にわたり議員定数条例案をこれまで提出してきましたが、否決という結果が続いていました。

前回提出時は、特別区設置協定書が否決前であったため、他会派の皆さんは、我々が都構想を進めているから、大阪市会議員の定数変更を提案する必要はないという理由で、反対したと耳にしましたし、本会議場でも「その通り」と発声なされてきました。

そのため、他会派の皆さんが特別区設置協定書を否決されたからには、大阪のローカルマニフェストでも議員定数削減を掲げられている政党の方もいらっしゃると思いますので、何かしら議員定数適正化に向けた提案があると思っていましたが、そうしたアプローチがないようですので、改めてこちらから議員定数の変更案を提出するに至りました。

前回は説明させて頂きましたが、H22 年の国勢調査時点でも、既に逆転現象は多くの区でおきており、1 票の格差も約 1.8 倍と開く上、直近 H26 年 12 月 1 日の大阪市の推計人口を見ると、例えば約 2 万 2115 人あたりに一人の議員が選ばれる大正区と、約 4 万 5423 人あたりに一人の議員が選ばれる西区では、逆転現象どころか、一票の格差が 2.05 倍を超える状況が生まれてきております。

最高裁でも、一票の格差が 2 倍を超えた、2009 年・2012 年の選挙を、「違憲状態」と判断した上に、1 票の格差が 2.13 倍の今回の総選挙に対しても、弁護士グループが憲法違反として、選挙無効を求めて全国の高裁・高裁支部に一斉提訴したところであります。

国全体における衆議院の一票の最大格差が 2.13 倍なのに対し、大阪市という狭いエリアで、2.05 倍を超える 1 票の格差を放っておいて良いのでしょうか？

ここまで有権者にとって不公平な議員定数の中、来年の統一地方選挙に向かってよいのでしょうか？

私たちはこうした不公平な状況を打破するため前回同様、①各区の逆転現象

の解消 ②一票の格差の是正という基準に加えて、昨今の行財政改革の中で議会も身をきる方向性で定数を調整すべきとの考えから、③定数削減を前提としたうえで、H22年の国勢調査ベースでの1票の格差が最小の約1.38となる、現行定数から9議席削減する、本条例案を再度提出するに至りました。

尚、我が会派は統治機構改革・大阪都構想を推進しておりますが、この度の条例提案は、特別区の議席とリンクするものではなく、あくまで現行の大阪市会の定数のありかたが異常なため、単にその是正を図っている次第でございます。

そのため特別区設置協定書を否決してしまい、現行の大阪市の継続を願う会派の皆さんこそ、真摯に今の、大阪市会の不公平性や一票の格差について、その解消に向けた行動をすべきと考えます。

また、もし統一地方選挙が間近なので、賛成できないという言い訳をするなら、そうした考えは一般の市民には通じないことを伝えておきます。

つい3日前の12月16日 藤井寺市議会は議員定数を現行の16から14に削減する議案を賛成多数で可決させました。

数少ない議席をより削り、市財政や市民に還元させようとする実例が、大阪府内の自治体にあり、その意思決定がつい先日なされたことを考えるに、統一地方選が近いという理屈は通じず、本市会も誠意を持った対応をするべきと考えます。

これらのことから、議員各位におかれましては、本提案にご賛同いただきますようお願いを申し上げます、本議案に関する提案趣旨説明といたします。